





to the Seller information concerning compliance with the obligations under paragraphs (a) to (f) within two weeks of the simple request of such information.

**19. コンプライアンスと輸出管理** . a. 買主は、本契約に基づく義務の履行および権利の行使において、常に倫理的に行動し、適用されるすべての(i)関連政府、政府機関、規制機関、当局、またはその他の関連機関の法律、規制、実務規範、ガイドランス、およびその他の要件、(ii)コモンローを遵守するものとします；(iii)贈収賄、詐欺行為、汚職行為、マネーロンダリングに関して随時施行される適用法（米国海外腐敗行為防止法を含むがこれらに限定されない）を含む、米国および売主と買主が設立されている、または本契約に関連する業務を行う司法管轄区の拘束力のある裁判所の命令、判決、または法令（以下、総称して「法令」という。米国海外腐敗行為防止法（Foreign Corrupt Practices Act）および2010年英国贈収賄法（Bribery Act of 2010）を含むがこれに限定されない）、および輸出入規制、租税および/または関税に関して随時施行される適用法（以下「輸出入法制」）を含む。

b. 買手は、本製品、および本契約に基づき売り手から取得したその他の製品または技術が、輸出入法規に違反して輸出、販売、転用、譲渡、またはその他の処分が行われないようにするものとします。

c. 売主は、買主に関連するすべての輸出管理法および規制を遵守することを期待し、売主は、直接的または間接的に、制限された当事者とのビジネスや制限された最終用途に関与しないものとします。買手は、売り手が、米国、欧州連合（EU）、スイスが開始した制裁プログラムの対象国へ、または対象国において、直接的または間接的に、製品、ソフトウェア、サービスを販売、供給、譲渡、輸出、サポートしないことを決定したことを認識し、承諾するものとします。シリア、スーダン、北朝鮮、アフガニスタン、売主は、本契約に基づき、または本契約に関連して供給される本製品を、これらの国/地域に所在する顧客およびユーザーに直接または間接的に販売、輸出、再輸出しないことを決定しました。ミャンマー（ビルマ）に関する限り、同国への販売およびサポートは、まず売主に個別に確認するものとします。国/地域のリストは、国際的な出来事によって変わる可能性があり、売主は適宜このリストを更新する。さらに、売主は、独自の裁量で、制限当事者リストに記載されている団体に本製品を販売またはサポートしないことを決定することができます。買主は、売主がこれらの国/地域における顧客の販売およびサポートを拒否した場合、またはこれらの事業者のいずれかに販売を拒否した場合、売主に対していかなる請求権も有しません。買手は、本契約に基づき、または本契約に関連して供給された製品を、直接的または間接的に、上記の国/地域に販売、輸出、または再輸出してはならないものとします。

d. 買手は、再販業者の可能性を含め、商取引の連鎖のさらに下位にある第三者によって（a）～（c）項の趣旨が尊重されるよう、最善の努力を払うものとします。

e. 買手は、(a)から(c)項の目的を逸脱するような、再販業者の可能性を含む、商業連鎖のさらに下流の第三者による行為を検知するための適切な監視機構を設置し、維持するものとします。

f. 買手は、関連するすべての管轄区域におけるデータ保護およびプライバシーに関する法令を完全に遵守し、その従業員、代理人、および請負業者にかかる法令の規定を遵守させるものとします。

g. (a)～(f)項の違反は、本契約の本質的要素の重大な違反となり、売主は、以下を含むがこれに限定されない適切な救済を求める権利を有するものとする：

(i) 本契約の解除。

(ii) 本契約の総額および輸出商品の価格に等しい違約金。

h. 買主は、(a)から(c)項の目的を達成できない可能性のある第三者による関連行為を含む、(a)から(f)項の適用における問題について、直ちに売主に通知するものとします。買主は、売主に対し、(a)から(f)に基づく義務の遵守に関する情報を、当該情報の単純な要求から2週間以内に提供するものとする。

**20. ASSIGNMENT.** Buyer may not assign the Agreement without the advance, written approval by an authorized officer of Seller. Such approval may be withheld for any reason.

**20. 譲渡** 買主は、売主の権限ある役員による事前の承認のない限り、本契約を譲渡できない。当該承認の拒否は、いかなる理由であると問わない。

**21. COMPLETENESS.** The terms and conditions stated herein constitute the entire Agreement between Seller and Buyer with respect to its subject matter. The terms of the Agreement are independent and severable so that if one provision is not enforceable, that does not affect the remainder of the provisions. No waiver of any term of the Agreement shall be effective unless made in writing and signed by the party against whom the waiver is asserted. No such waiver shall be a continuing waiver or waiver of any other term or breach or default. Seller shall not be responsible for typographical errors.

**21. 完全性** 本契約の条項は、売主と買主との間の完全な合意である。本契約の条項は独立可分であり、条項の一部が執行不能であっても、残りの条項には影響しない。相手方の書面かつ署名による同意のない限り、いかなる条項の権利放棄も認められない。権利放棄がなされる場合であっても、継続的な権利放棄、他の条件の権利放棄、契約違反または不履行とはならない。売主は、誤記による責任を負わない。

**22. LANGUAGE** These Terms and Conditions shall be in English and be translated into Japanese. The English text is the original and the Japanese text is for reference purposes only. The English text shall take precedence over the Japanese in the event of a dispute.

**22. 言語** 本条項は英語で作成され、日本語に翻訳される。英語版が正本であり、日本語版は参考として作成されたものである。争議が生じた場合は英語が優先する。

**23. GOVERNING LAW AND DISPUTE RESOLUTION.** This Agreement and all claims arising from the relationship between Seller and Buyer will be interpreted, governed and enforced by the laws of the country and State of Seller, without regard to any conflict of laws principles and to the exclusion of the United Nations Convention on the International Sale of Goods. The parties agree that all litigation between Seller and Buyer which may arise out of or in connection with the Contract or any transaction between them shall be subject to the exclusive jurisdiction of the Courts in the country and State of Seller and each hereby consents to the jurisdiction of such courts.

**23. 準拠法および紛争解決** 本契約ならびに売主と買主の関係に起因するあらゆる請求は、法の抵触のルールおよびウィーン売買条約の適用除外にかかわらず、売主の国及び州の法律に従って解釈され、これに準拠する。契約または取引に起因し、または関連する売主および買主の間の訴訟は、売主の国および州の裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。